

教育旅行等受入促進事業（対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業）
委託事業者選定審査委員会 審査結果

1. 審査経緯

平成 30 年 4 月 5 日、恵庭市公式ホームページにより、教育旅行等受入促進事業（対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業）公募型プロポーザルの公募を開始した。提出期限までに参加意思表示のあった 1 社（以下、A 社とする）について、提出書類に基づき参加資格を審査した結果、適格であった。

委託候補者の選定にあたっては、有識者及び関係機関・団体 4 名、行政職員 1 名で構成する「教育旅行等受入促進事業（対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業）委託事業者選定審査委員会」を組織し、4 月 26 日に参加申込事業者名を匿名にして、A 社のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、厳正かつ公正に審査を行った。

審査では、下記の 3 つの評価項目をさらに 10 の小項目（評価ポイント）に細分化し、評価・採点を行った。

- ・業務遂行能力全般について
- ・企画提案内容について
- ・本業務の達成目標・基準について

2. 評価ポイント

項目	小項目（評価ポイント）
業務遂行能力全般について	①業務遂行の際に活用できる台湾拠点の有しており、台湾現地のメディア・旅行会社・エージェント等のネットワークや提携先を有するか。
	②組織体制、職員配置、事業スケジュール、経費積算は適切か。
企画提案内容について	③恵庭市の事業実績及び事業で得られた知見、課題等に関する認識度、方向性の視点が適切であり、平成 30 年度の事業として取り組むべき内容を正確に理解しているか。
	④広告や宣伝、プロモーション方法が効果的であり、製作物等の使用方法等が具体的に示されているか。
	⑤商談会やメディア招聘等の開催手法はその効果が十分に発揮される内容となっており、課題や結果を分析しフィードバックすることができるようになっているか。
	⑥恵庭市版 DMO 等の設立に係わる基本的な考え方、取組方針について、妥当な考え方が示されているか。
	⑦恵庭市版 DMO 等の自走に伴う収支面について、合理的な考え方が示されているか。
	⑧観光地経営の視点から、本事業の取組みが地域経済の活性化に資する内容に発展できる内容となっているか。
	⑨仕様書に定めるものに加え、恵庭市にとって有益な独自の、または新規の提案等があるか。
本業務の達成目標・基準について	⑩実現可能性、達成目標、達成判断基準の表示や理由・根拠があるか。

配点：各小項目 10 点満点（秀 10 点・優 8 点・良 6 点・可 4 点・不可 2 点・未記載 0 点）

各委員の合計点数 100 点満点

3. 審査結果

A 社：286 点により、A 社に決定。

※委員 4 名で採点（委員 1 名欠席のため）